

板橋区企業立地マッチング促進事業実施要綱

(平成26年2月6日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区内に立地を希望し、立地に係る情報を求めている企業(以下「立地希望企業」という。)と利用し得る土地及び建物についての情報を持つ不動産事業者等との連携を図ることにより、企業立地の促進及び産業系用地の有効活用を図る板橋区企業立地マッチング促進事業(以下「本事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業用地等 工場等の用に供するため売却又は賃貸を予定している土地又は建築物をいう。
- (2) 企業立地サポーター 本事業の趣旨を理解し、板橋区が進める企業立地等に協力する意思があり立地希望企業のニーズに合った物件情報提供等を行うため、第5条の規定により登録された法人をいう。

(取り扱う情報の範囲)

第3条 本事業で取り扱う情報の範囲は、製造業等を営む企業の工場等を立地するための情報とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 立地しようとする施設が都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令に抵触するもの
- (2) 立地しようとする施設が都市計画マスタープラン等の板橋区のまちづくりの方針に合致しないもの
- (3) その他区長が本事業の対象とすることが不相当と判断するもの

(要件)

第4条 企業立地サポーターとなるための要件は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)による宅地建物取引業者又は同等の資格を有すると区長が認める者とする。

(登録申請)

第5条 企業立地サポーターとなることを希望する者は、企業立地サポーター登録申請書(別記第1号様式。以下「登録申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

(登録等の通知)

第6条 区長は、前条の登録申請書が提出されたときは、その登録の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(登録有効期間)

第7条 企業立地サポーターの登録有効期間は、登録の決定の日から3年間とし、再登録を妨げない。

(登録申請書記載事項の変更)

第8条 企業立地サポーターは、登録申請書の記載事項に変更を生じた場合は、企業立地サポーター登録申請書記載事項変更届出書(別記第2号様式)を区長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 区長は、企業立地サポーターが、第4条の要件を満たさなくなったときその他企業立地サポーターとして適当でないと認められる事由が生じたときは、登録を取り消すことができる。

(辞退)

第10条 企業立地サポーターは、区長に企業立地サポーター辞退届(別記第3号様式)を提出することにより、企業立地サポーターを辞退することができる。

(情報提供の申請)

第11条 企業立地サポーターにより事業用地等の情報提供を受けようとする立地希望企業は、事業用地等情報提供申請書(別記第4号様式。以下「提供申請書」という。)を区長に提出するものとする。

(情報提供の依頼)

第12条 区長は、前条の提供申請書が提出されたときは、当該提供申請書の内容が第3条の範囲に適合すると認める場合は、立地希望企業の名称は秘匿した上で、事業用地等情報提供依頼書(別記第5号様式。以下「依頼書」という。)により、求められている物件の概要を企業立地サポーターに対して送付するものとする。

(区長への情報提供)

第13条 前条の依頼書の送付を受けた企業立地サポーターは、区長に対し、事業用地等情報提供書(別記第6号様式)により、情報提供するものとする。この場合において、情報提供する企業立地サポーターは、当該事業用地等の売却又は賃貸を予定している者と媒介契約を締結していなければならない。

2 区長は、情報提供する企業立地サポーターに対して媒介契約書の写しの提出を求めることができる。

(立地希望企業への情報提供)

第14条 区長は、第11条の提供申請書の提出から概ね2週間以内(以下「標準情報提供期間」という。)に、前条第1項の情報について、その概要を事業用地等概要通知書(別記第7号様式。以下「概要通知書」という。)により、立地希望企業に対して提供するものとする。

2 区長は、標準情報提供期間に前条第1項の情報提供が得られない場合には、その旨を事業用地等情報不適合通知書(別記第8号様式。以下「不適合通知書」という。)により、立地希望企業に対して通知するものとする。

(情報提供の継続)

第15条 区長は、概要通知書又は不適合通知書により通知した後においても、立地希望企業からの希望があれば、引き続き情報提供をすることができる。

(連絡調整)

第16条 立地希望企業は、区から提供された概要通知書に基づき、関心のある物件について、概要通知書に掲載されている企業立地サポーターへ連絡するものとする。

2 前項に基づく連絡以降の立地希望企業と企業立地サポーターとの間の具体的な調整については、区は関与しない。

(状況報告)

第17条 立地希望企業は、区長から概要通知書を受領してから3週間以内に、前条の規定による連絡調整の状況について、連絡調整状況報告書(別記第9号様式)により、区長に報告するものとする。

(実績報告)

第18条 企業立地サポーターは、第16条の調整の結果、立地希望企業が当該物件の売買契約を締結し、所有権を移転したとき又は賃貸借契約を締結したときは、企業立地サポーター実績報告書(別記第10号様式。以下「実績報告書」という。)に、当該物件に係る登記事項証明書の写し又は不動産契約書の写しを添付して区長に報告するものとする。

(秘密義務)

第19条 区、企業立地サポーター及び立地希望企業は、本事業の実施において知り得た情報を、本事業以外の目的で使用してはならない。

(区の責任)

第20条 本事業による情報提供後に当事者間で行われる具体的な調整及び取り交わされる売買契約又は賃貸借契約については、区は一切の責任を負わない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

(準備行為)

2 登録申請書の受付、企業立地サポーターの登録その他必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

別記

第1号様式（第5条関係）

<p>企業立地サポーター登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>板橋区長宛</p> <p style="text-align: center;">申請者 事業者名 代表者名</p> <p>企業立地サポーターへの登録をいたしたく、板橋区企業立地マッチング促進事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。</p>	
担 当 部 署 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	
ファックス番号	
宅地建物取引業者 免 許 番 号	
特 記 事 項	<p><input type="checkbox"/>弊社は、板橋区が進める企業立地等に協力する意思があります。</p> <p><input type="checkbox"/>弊社は、本申請の内容を、板橋区のホームページ等において、掲載することを承諾します。</p>

第 2 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

板橋区長 宛

届出者 事業者名
代表者名

企業立地サポーター登録申請書記載事項変更届出書

年 月 日付企業立地サポーター登録申請書の記載事項に変更が生じましたので、板橋区企業立地マッチング促進事業実施要綱第 8 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

項 目	変 更 前	変 更 後

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

板橋区長 宛

届出者 事業者名
代表者名

企業立地サポーター辞退届

年 月 日付 板産産第 号により、企業立地サポーターへの登録を受けましたが、板橋区企業立地マッチング促進事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり企業立地サポーターを辞退します。

記

辞退理由	
辞退日	

事業用地等情報提供申請書

年 月 日

板橋区長宛

申請者 事業者名

代表者名

板橋区企業立地マッチング促進事業実施要綱第11条の規定により、次の事項を承認の上、事業用地等の情報提供をいただきたく、次のとおり申請します。

本事業の運用により知り得た情報を、情報提供者の許可なく本事業の目的以外の趣旨で使用しないこと。

本事業による情報提供は、立地希望企業と事業用地の情報をもつ企業立地サポーターとのマッチングを目的とするものであり、情報提供後に当事者間で行われる具体的な調整及び取り交わされる不動産契約については板橋区は責任を負わないこと。

立地希望企業が施設を設置するにあたっての健康基準法等の法令等における条件については、立地希望企業、企業立地サポーター等において責任をもって確認すること。

担 当 部 署 名		
担 当 者 名		
電 話 番 号		
メー ル ア ド レ ス		
取 得 方 法	購 入 ・ 賃 貸	
予 定 事 業 内 容		
面 積	土 地	建 物
	敷地面積 m^2	建築面積 m^2 延床面積 m^2
希 望 地 区 ※		
用 途 地 域 ※		
希 望 価 格 ※ (賃貸の場合は月額を記入)	円 (円/ m^2)	円 (円/ m^2)
取 得 予 定 時 期 ※		
そ の 他 ※ (立地に必要 なインフラ内容等)		

太枠内を企業立地サポーターに対して提供します。事業者名、事業者連絡先については、提供しません。※のついている欄は任意でご記入ください。

第 5 号様式（第 12 条関係）

事業用地等情報提供依頼書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>		
企業立地サポーター 各位 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 板橋区長 </div>		
板橋区内に立地を希望する企業から、事業用地等の情報提供申請がありましたので、板橋区企業立地マッチング促進事業実施要綱第 12 条の規定により、次の物件について事業用地等の情報提供をいただきたく依頼します。		
取引方法	購入・賃貸	
案件番号		
予定事業内容		
面積	土地	建物
	敷地面積 ㎡	建築面積 ㎡ 延床面積 ㎡
希望地区		
用途地域		
希望価格 (賃貸の場合は月額を記入)	円 (円/㎡)	円 (円/㎡)
取得予定時期		
その他(立地に必要な インフラ内容等)		
回答期限		

※提供していただく物件は元付物件に限ります。

事業用地等情報提供書		
年 月 日		
板橋区長 宛		
企業立地サポーター		
事業者名		
代表者名		
板橋区企業立地マッチング促進事業実施要綱第13条第1項の規定により、次のとおり事業用地等の情報を提供します。		
取引方法	売却・賃貸	
案件番号		
事業用地等情報の有無	有・無	
物件の所在地		
用途地域		
面積	土地	建物
	敷地面積 m^2	建築面積 m^2 延床面積 m^2
希望価格 (賃貸の場合は月額を記入)	円 (円/ m^2)	円 (円/ m^2)
取引予定時期		
現況		
その他		

※企業立地サポーター名・連絡先を添えて立地希望企業に対して提供します。

ただし、物件の所在地については、町名のみ表示します。

事業用地等概要通知書

年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付事業用地情報等提供申請書により申請のありました件について、板橋区企業立地マッチング促進事業実施要綱第14条第1項の規定により、次のとおり事業用地等の情報を提供します。

企業立地サポーター		
代 表 者 名		
担 当 部 署 名		
担 当 者 名		
電 話 番 号		
メー ル ア ド レ ス		
取 引 方 法	売 却 ・ 賃 貸	
物件の所在地（町名）		
用 途 地 域		
面 積	土 地	建 物
	敷地面積 m^2	建築面積 m^2 延床面積 m^2
希 望 価 格 (賃貸の場合は月額を記入)	円 ($\text{円}/\text{m}^2$)	円 ($\text{円}/\text{m}^2$)
取 引 予 定 時 期		
現 況		

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

様

板橋区長

事業用地等情報不適合通知書

年 月 日付事業用地等情報提供申請書により申請のありました件について、板橋区企業立地マッチング促進事業実施要綱第14条第2項の規定により、現時点では、該当する物件がありませんでしたので通知します。

第9号様式（第17条関係）

連絡調整状況報告書

年 月 日

板橋区長宛

事業者名

代表者名

板橋区企業立地マッチング促進事業実施要綱第17条の規定により、次のとおり事業用地等概要通知書に基づく連絡調整状況について報告します。

担 当 部 署 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

物 件 番 号	連 絡 調 整 状 況

第 10 号様式（第 18 条関係）

企業立地サポーター実績報告書	
年 月 日	
板橋区長宛	
企業立地サポーター 事業者名 代表者名	
板橋区企業立地マッチング促進事業実施要綱第 18 条の規定により、次のとおり報告します。	
取引方法	売却・賃貸
案件番号	
取得した事業者名	
契約締結日	
所有権移転日	
添付書類	当該物件に係る登記事項証明書の写し又は不動産契約書の写し

※所有権移転日は、売買契約締結の場合のみ記入してください。